

## 中村学園大学(含む短期大学部)外国人留学生奨励金に関する細則

平成11年4月1日

制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園国際交流基金規程第4条第2号に基づき、外国人留学生に対して支給する奨励金(以下「留学生奨励金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 留学生奨励金の支給を受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のすべてに該当する者のうちから選考する。

- (1) 本学に在籍する私費外国人留学生であり、同時に外国政府から派遣された留学生でない者
- (2) 学業成績・人物ともに優秀であり、健康にして勉学の意欲を持ちながら、学生生活全般を通じて態度及び行動が本学の学生としてふさわしく、将来、社会有為な人材になると認められる者。
- (3) 2年次以上については、前年度の成績(GPA)が学科の上位50%以上の者。
- (4) 本学が行うオリエンテーション・国際交流行事・地域貢献活動等(以下、「行事」という。)に積極的に参加する者。

(支給金額及び期間)

第3条 支給金額は、1年次は月額10,000円、2年次以上は月額30,000円とする。

2 支給期間は、奨学生として決定した年度の4月から翌年3月までとする。ただし、次年度以降も出願できる。

(募集及び出願手続)

第4条 奨学生の募集は、毎年4月に行う。

2 奨学生を希望する者は、所定の願書に必要書類を添えて学生部に提出しなければならない。

(選考及び決定)

第5条 奨学生の選考は、次の方法による。

- (1) 国際交流委員長は、国際交流委員会に諮り、採用候補者を学長に推薦する。
  - (2) 学長は、国際交流委員長の推薦に基づき、採用候補者を理事長に申請する。
- 2 学長から提出された申請書により、中村学園国際交流基金運営委員会にて審議し、理事長が決定する。
- 3 前項により奨学生として決定された者は、すみやかに誓約書を学生部に提出しなければならない。

(他の奨学金との併願)

第6条 留学生奨励金は、他の奨学金と重複して出願することができる。ただし、併用して受給することはできない。

(支給)

第7条 留学生奨励金は、本学が指定する銀行口座に振り込むことによって支給する。

2 留学生奨励金は、4ヶ月分をまとめて年3回(7月、10月、1月)支給する。

(異動届)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに学生部に届け出なければならない。

(1) 休学又は退学

(2) 本人の身分、氏名、住所その他重要事項の変更

(停止)

第9条 奨学生が休学した場合は、その休学期間について、留学生奨励金の支給を停止する。

(廃止)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学生の決定を取消し、留学生奨励金の支給を廃止する。

(1) 退学又は除籍となった場合

(2) 留学生奨励金を必要としなくなった場合

(3) 願書及び提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 前年度において、本学が行う行事への参加率が3分の2に満たない者

(5) その他奨学生として不相当と認められた場合

(報告書の提出)

第11条 奨学生は、留学生奨励金の支給終了後、報告書を学長をとおし理事長に提出しなければならない。

(返還義務)

第12条 留学生奨励金は、返還の義務を要しない。ただし、第10条により留学生奨励金の支給を廃止された場合は、既に支給した留学生奨励金の返還を命ずることがある。

(所管部署)

第13条 留学生奨励金の支給に関する事務は、学生部が担当する。

## 附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前入学生については従前のおりとする。